

資料 2

上田市の自治の基本原則等を定める条例検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 上田市のまちづくりの基本理念及びまちづくりの基本原則を定める上田市の自治の基本原則等を定める条例(以下「条例」という。)について検討するため、上田市の自治の基本原則等を定める条例検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会の任務は次に掲げる事項とする。

- (1) 条例の策定のために必要な検討を行い、条例骨子案を市長に報告すること
- (2) その他条例の策定に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員26人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 公募による市民
- (3) 学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から条例骨子案を市長に提出する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策企画局まちづくり協働課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年7月7日から施行する。